

大田区立学校における 新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

令和4年5月20日 改訂版（Ver.7）
大田区教育委員会

目 次

本ガイドラインについて ······	1
感染症対策に関する基本的な考え方 ······	2
1 感染症対策の徹底	
(1) 児童・生徒への指導 ······	3
(2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼 ······	5
(3) 教職員等の健康管理 ······	6
(4) 校内環境の適切な管理 ······	6
(5) 連絡体制・衛生管理の徹底 ······	8
(6) ワクチン接種について ······	8
2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策 ······	
(1) 登校時の健康状態の把握 ······	9
(2) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応 ······	10
(3) ごみの分別 ······	11
3 登校の判断について ······	
(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について ······	11
(2) 海外から帰国した児童・生徒について ······	12
(3) 感染症の予防上、保護者から児童・生徒を休ませたいと相談があった場合について	12
4 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策 ······	
(1) 各教科で「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いため十分に配慮して行う 学習活動」及び留意事項 ······	13
(2) 水泳授業 ······	14
(3) 部活動 ······	15
(4) 給食等の食事をとる場面 ······	16
(5) 学校図書館 ······	17
(6) 清掃活動 ······	17
(7) 休み時間 ······	17
(8) 登下校 ······	17
(9) 健康診断 ······	18
(10) 子どもの居場所における対策との連携 ······	18
5 学校行事の実施条件 ······	
(1) 儀式的行事 ······	19
(2) 屋外で行う学校行事 ······	19
(3) 屋内で行う学校行事 ······	20
(4) 保護者等の参加をねらいとした行事 ······	22
(5) 移動を伴う行事 ······	22
(6) 宿泊を伴う行事 ······	24
(7) その他 ······	26
6 学校において感染者等が発生した場合の対応について ······	
(1) 児童・生徒や教職員等本人について ······	26
(2) 同居の家族について ······	27
(3) 児童・生徒や教職員等に感染が判明した場合 ······	28
(4) その他学校関係者の取り扱いについて ······	30

(5) 学校の臨時休業等に伴う学びの保障について	30
(6) 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等	31

本ガイドラインについて

令和2年2月27日に政府から臨時休業の要請があったことを受け、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、大田区立小・中学校においても3月2日から春季休業までを一斉臨時休業としました。その後も、国内での発生状況や、国の緊急事態宣言等を鑑み、新学期も5月31日までを臨時休業としました。6月1日からは分散登校により学校を再開し、22日から通常通りの登校となりました。その後、変異株による児童生徒への感染拡大もみられたこともあります。引き続き学校運営にあたり、感染症対策を徹底していく必要があります。

本ガイドラインは、国から示された「学校再開ガイドライン」や「衛生管理マニュアル」、各種Q&A、東京都から示された「都立学校の学校運営ガイドライン」などの内容を踏まえ、大田区教育委員会として、感染症対策の具体的な内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、学校での感染を予防するための行動の指針を示すものです。

なお、今後も環境整備をすすめるとともに、整備状況等を踏まえながら、本指針を必要に応じて改訂・追加する場合がありますので、留意してください。

感染症対策に関する基本的な考え方

手洗いや咳工チケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。そのため、学校内外において、以下の対策を徹底して講じる必要がある。

- 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底
 - 換気の悪い密閉空間
 - 多くの人が密集している状況
 - 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
- ※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避
- 正しい手洗いや咳工チケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底

※従来株よりも感染しやすい可能性のある変異株への対策についても、従来株と同様に上記の対策を徹底する必要がある。

1 感染症対策の徹底

(1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関する指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。

「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間

差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「正しい手洗い方法」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2_1

工 咳エチケットの徹底

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクのほか、ティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう指導すること。

【マスクについて】

●マスクの着用について

学校教育活動においては、児童・生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用することを原則とする。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。

なお、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童・生徒の間隔を十分に確保するなど、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要である。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童・生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要である。マスクをつけられない児童、生徒もいるため、不当な差別や偏見につながることがないよう、お互いに思いやりの心を持った行動を教職員や児童・生徒に周知する。

※児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。また、低学年の児童等、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい子どもには、積極的に声をかけるなどの指導を行

い、健康状態の把握に努めること。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。

※一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされている。また、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要である。

●マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄すること。

(2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

●(1)の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。

●文部科学省によると感染経路については、特に感染力の強いオミクロン株の影響を受けた令和4年1月以降「感染経路不明」の割合が高まり、次いで「家庭内感染」が多くなっていることから、引き続き児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。また、長期間学校を離れる長期休業に入る前において当該期間の過ごし方に関し、感染症対策のための協力を呼びかけること。

●学校長は児童・生徒及び同居の家族について、以下の場合は速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

<児童・生徒について>

- 新型コロナウイルスの感染が判明した場合
- 感染者の濃厚接触者に特定された場合
- 発熱や咳等の症状がある場合

<児童・生徒の同居の家族について>

- 新型コロナウイルスの感染が判明した場合
- 未診断の発熱等の症状が見られる場合

(3) 教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など(以下「教職員等」という。)は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

(4) 校内環境の適切な管理

ア 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「(ア) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにすること。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差し支えないと考えられる。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要である。校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「(ア) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要である。

(ア) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対

する有効性と使用方法を確認すること。

- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

(イ) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧して使用しないこと。眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていない。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より）
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

イ その他の学校施設管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは常時開放することとし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、そうしたエアコン使用時においても換気は必要である。

- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。
窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節などの校内環境管理の対策を講じること。
- 水道水の残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど、配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保すること。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談すること。
- 水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（1か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残すこと。

（5）連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

（6）ワクチン接種について

ア ワクチンの効果

厚生労働省新型コロナワクチン Q&A によると、「ワクチンを接種することで、接種した人の発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されています。しかしながら、その効果は 100%ではないため、引き続き感染予防対策を継続していただくようお願いします。」とされている。このことを踏まえ、既にワクチンを接種した教職員や児童生徒においても、感染症対策の継続が必要である。

イ ワクチン接種の周知に係る学校での注意事項

- ワクチン接種は任意であり、児童・生徒及び保護者に対して接種の強制をしないよう学校内で教職員への周知を徹底すること。
- 教職員に強制する意図がないにせよ、受け取り手に接種の強制と感じさせるような言動のないよう十分注意すること。
- 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじ

- めなどが起きたことのないようにすること。
- 周囲にワクチン接種を強制してはいけないこと。
 - 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

ウ ワクチン接種に伴う出欠等の取扱い

(ア) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能である。

(イ) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断すること。

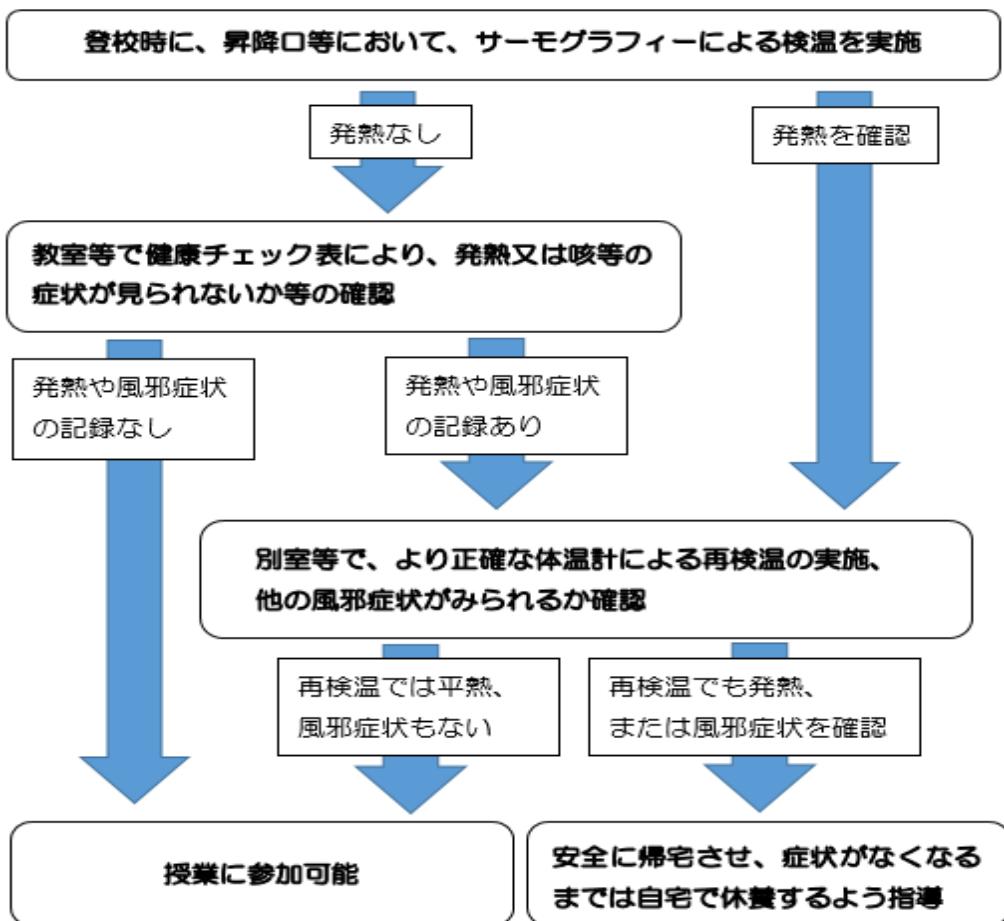
2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症対策の徹底」に示した基本的な感染症対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒等の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

(1) 登校時の健康状態の把握

児童・生徒が登校した際には、昇降口等において、サーモグラフィー等を用いて検温を行うこと。また、教室等で健康チェック表を確認し、発熱又は咳等の症状が見られないか等の確認をすること。サーモグラフィーによる検温、または健康チェック表により、発熱など風邪の症状があることを確認した場合は、直ちに別室等で検温するとともに、体調などを確認すること。再測定においても発熱を確認した場合や、他に風邪症状がある場合は、当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。また、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。

(参考) 登校時の健康観察フローチャート



なお、児童・生徒に発熱や咳等の症状がある場合や、児童・生徒の同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

(2) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 校長は、感染症が疑われる児童・生徒の発生時における校内の連絡協力体制をあらかじめ決めておく。
- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒とともに手洗いした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒と寝具やタオル等を共有

しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染症対策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧め、家庭内の注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

(3) ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

3 登校の判断について

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席し

なくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童・生徒について

- 海外から帰国・再入国した児童生徒等について、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。
- これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者から児童・生徒を休ませたいと相談があった場合について

- 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等については、まずは、学校が保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めること。
- その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの対応も可能である。また、校長が「出席停止・忌引き等の日数」として記録する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられる。
- この取扱いは、前述の合理的な理由がある場合に適用されることに留意するとともに、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びの機会が保障されるよう配慮することが重要である。
- 感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかつた場合には、登

校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。

4 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

(1) 各教科で「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いため十分に配慮して行う学習活動」及び留意事項

【感染のリスクが高いため十分に配慮して行う学習活動】

以下の活動における、児童・生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにして、また回数や時間を絞るなどの配慮をして実施すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【留意事項】

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童・生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内でも実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童・生徒の間隔を十分確保するなど別添の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21

日)) を踏まえた取扱いとすること。

- ・音楽の授業や部活動等において合唱を行う場合には、マスク※は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用すること。
- ・合唱している児童・生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と生徒・児童との間隔、発表者と聴いている児童・生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m程度（最低1m程度）空けること。
- ・合唱活動において、立っている児童・生徒の飛沫が座っている児童・生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童・生徒と座っている児童・生徒が混在しないようにすること。
- ・合唱活動では、連続した練習時間はできる限り短くすること。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。

※ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよぶ。

- ・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
- ・フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

（2） 水泳授業

- ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- ・特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童・生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
- ・毎朝の検温や健康観察により学習前の児童・生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童・生徒の水泳授業への参加は見合わせること。
- ・授業を見学する児童・生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童・生徒との距離を2m程度確保したりするよう指導すること。

- ・授業中、児童・生徒に不必要的会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童・生徒が入らないようにすること。
- ・プール内だけでなくプールサイドでも児童・生徒の間隔は2m程度を保つことができるようすること。
- ・授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童・生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童・生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
- ・更衣室については、児童・生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要的会話や発声をしないよう児童・生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童・生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
- ・水泳の授業で児童・生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

(3) 部活動

- ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は避けること。
- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるとではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
- ・活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用

(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒) を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は避けること。

- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室や更衣室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- ・運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえること。
- ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。
- ・以上のほか、別添の文部科学省作成のQ & Aで示している内容に留意すること。

(4) 給食等の食事をとる場面

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- ・給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・児童・生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛散さないよう、「机を向かい合わせにしない」「大声での会話を控える」などの対応をとること。
- ・給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮すること。
- ・教職員の食事の場面においても注意が必要である。教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫することが

重要である。

(5) 学校図書館

- ・図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童・生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持すること。
- ・公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」(令和2年5月14日策定)を参考にすること。

(6) 清掃活動

- ・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにすること。
- ・掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにすること。

(7) 休み時間

- ・休み時間中の児童・生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童・生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定すること。
- ・トイレ休憩については混雑しないよう導線を示して実施すること。廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導をすること。
- ・会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導すること。

(8) 登下校

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させること。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導すること。
- ・また、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。このため、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)

が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導すること。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や 暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。

(9) 健康診断

- ・健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な措置を講じるため、毎学年、6月30日までに実施する必要があるが、令和4年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合は、学務課に相談すること。
- ・3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施すること。
- ・児童・生徒及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳工チケット等を徹底すること。
- ・部屋の適切な換気に努めること。
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること。
- ・会話や発声を控えるよう児童・生徒に徹底すること。
- ・検査に必要な器具等を適切に消毒すること。健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図つておくこと。

(10) 子どもの居場所における対策との連携

- ・放課後ひろば・児童館等の子どもの居場所において感染対策が講じられることも重要であり、例えば、学校における感染者の発生状況や学校において講じている感染症対策に関する情報を共有するなど、それらの運営主体等と連携を図ることが重要である。
- ・また、密集したり近距離で行ったりする活動を避けるため、関係部局と積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等の活用を推進すること。

5 学校行事の実施条件

以下の条件を満たす場合に限り、当該学校行事の開催を可とする。
ただし、感染状況等を鑑み、必要に応じて別途通知する。

(1) 儀式的行事

入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等の実施に当たっては、感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応すること。

＜基本的な感染症対策＞

- ・発熱や咳等の症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いやマスクの着用を含む咳工チケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など
- ・会場の椅子の間隔を空けるなど参加者間の身体的距離の確保
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。

(2) 屋外で行う学校行事

【運動会・体育祭】

＜競技等について＞

- ・開閉会式での児童・生徒の整列、児童・生徒による応援等については、一度に多人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。
- ・児童・生徒の「密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする活動」「向かい合っての発声が生じる活動」は実施しないよう競技や演技方法について工夫すること。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に消毒を行うとともに、児童・生徒は手洗いを行うこと。
- ・感染リスクを避けるために、児童・生徒の間隔を1メートル程度確保すること。また、競技中は、マスクを着用しなくてもよいが、応援中はマスクを着用すること。

＜保護者の参観について＞

- ・参観する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・保護者等の参観者については、三密とならないよう1メートル程度の間隔をとること。

- ・保護者等に対しても、事前の検温、手洗い、咳工チケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

＜昼食＞

- ・昼食前後には、手洗いを徹底すること。
- ・可能な限り広い会場で、座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・対面で食事をすることは避けること。

(3) 屋内で行う学校行事（展覧会・学芸会・学習発表会・音楽会・合唱コンクール）

【展覧会】

＜作品作り＞

- ・「児童・生徒が、1メートル以内で対面形式となるグループワーク」は、実施方法を工夫し、感染防止に努めること。

＜参観の方法＞

- ・鑑賞する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・鑑賞する際は、鑑賞する人数を制限し、1メートル程度の間隔をとること。
- ・保護者等に対しても、事前の検温、手洗い、咳工チケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

【学芸会・学習発表会】

＜当日までの練習＞

- ・児童・生徒が1メートル以内で対面形式となる練習を行わないこと。
- ・小グループやパートごとの分散した練習を基本とし、学年の全児童・生徒が集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。

＜当日の運営について＞

- ・狭い空間に多人数で待機することがないようにすること。

＜児童・生徒・保護者の鑑賞について＞

- ・鑑賞する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・1時間に1回以上、会場の換気を行うこと。
- ・保護者等に対しても、検温、手洗い、咳工チケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

【音楽会・合唱コンクール】

<当日までの練習>

- ・音楽の授業や部活動等において合唱を行う場合には、マスク※は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用すること。
- ・合唱している児童・生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と生徒・児童との間隔、発表者と聴いている児童・生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m程度（最低1m程度）空けること。
- ・合唱活動において、立っている児童・生徒の飛沫が座っている児童・生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童・生徒と座っている児童・生徒が混在しないようにすること。
- ・合唱活動では、連続した練習時間はできる限り短くすること。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。

※ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよぶ。

- ・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
- ・フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。
- ・「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」については、向き合うがないようにし、1メートル程度の間隔をとること。
- ・小グループやパートごとの分散した練習を基本とし、学年の全児童・生徒が集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。

<当日の運営について>

- ・狭い空間に多人数で待機するがないようにすること。

<児童・生徒・保護者の鑑賞について>

- ・参観する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・1時間に1回以上、会場の換気を行うこと。
- ・保護者等に対しても、検温、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策

を徹底すること。

(4) 保護者等の参加をねらいとした行事

【学校公開・道徳授業地区公開講座等】

<事前周知・受付について>

- ・地域の方等の参加も可とし、案内の通知に、「マスクの着用」「当日の検温」「留意事項」について明記し、事前に周知すること。
- ・参加者名簿に必ず記名いただき、検温したことを確認するまたは、その場で検温すること。

<保護者等の参観について>

- ・参観する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・保護者等に対しても、検温、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・参観できる人数を制限するなどして、子どもとの距離を1メートル程度確保するとともに、保護者同士も1メートル程度の間隔を確保すること。

【保護者会】

<事前周知>

- ・案内の通知に、「マスクの着用」「当日の検温」「留意事項」について明記し、事前に周知すること。
- ・参加者名簿に必ず記名いただき、検温したことを確認するまたは、その場で検温すること。

<懇談会>

- ・可能な限り広い会場で行い、座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・1時間に1回以上、会場の換気を行うこと。

(5) 移動を伴う行事

【生活科見学・社会科見学・遠足】

<事前確認について>

- ・訪問先の感染状況及び感染防止対策の情報を収集し、不安な場合は、指導課と相談すること。

<公共交通機関の利用について>

- ・やむを得ず、公共交通機関を利用する場合には、「マスクを着用する」「降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う」「顔をできるだけ触らない」「触った場合は顔を洗う」などして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。

- ・可能な限り乗客が少ない時間帯に利用するよう配慮すること。

<バスの乗車について>

- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・乗車前の手洗い及び手指消毒、乗車中のマスクの着用を徹底すること。
- ・座席は、可能な限り座席の間隔を空け、それが難しい場合は、会話を控えること。
- ・バスは、運行状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。

<昼食>

- ・昼食前後には、手洗いを徹底すること。
- ・可能な限り広い会場で、座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・対面で食事をすることは避けること。

【職場体験】

<事前確認について>

- ・「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく、学校における感染症予防対策や留意事項について、受入事業所に説明すること。
- ・体験先における感染症予防対策や留意事項について、受入事業所と相談すること。
- ・体験先の感染状況及び感染防止対策の情報を収集し、不安な場合は、指導課に相談すること。

<公共交通機関の利用について>

- ・やむを得ず、公共交通機関を利用する場合には、「マスクを着用する」「降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う」「顔をできるだけ触らない」「触った場合は顔を洗う」などして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。
- ・可能な限り乗客が少ない時間帯に利用するよう配慮すること。

<昼食>

- ・座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置することなど、体験先と相談すること。
- ・昼食前後には、手洗いを徹底すること。
- ・対面で食事をすることは避けること。

<生徒の参加について>

- ・以下について、生徒及び保護者に職場体験のねらいや計画等を十分説明すること。
 - 職場体験は、原則、事業所で実施すること。ただし、校内で実施することもできる。
 - 職場体験のねらい、体験先、日数、新型コロナウイルス感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制に関すること。
 - 保護者から感染の不安により当日の参加を控えたい旨の相談があった場合等は、生徒や保護者の意向を尊重すること。その際、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
 - 本人が新型コロナウイルスに感染した場合や、本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合及び本人に発熱や咳等の症状が見られる場合は参加できないこと。
 - 本人が濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は参加できないこと。
 - 児童・生徒の同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合は参加できないこと。
 - 感染者の発生に伴い、保健所の調査による濃厚接触者の特定のため、実施日が臨時休業等となる場合や、感染状況等により、生徒の安全が十分に確保できないと判断した場合は、延期又は中止すること。

(6) 宿泊を伴う行事

【旅行・集団宿泊的行事等】

<事前確認について>

- ・訪問先の感染状況及び感染防止対策の情報を収集し、不安な場合は、事前に指導課と相談すること。

<公共交通機関の利用について>

- ・やむを得ず、公共交通機関を利用する場合には、「マスクを着用する」「降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う」「顔ができるだけ触らない」「触った場合は顔を洗う」などして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。
- ・可能な限り乗客が少ない時間帯に利用するよう配慮すること。

<バス及びタクシーの乗車について>

- ・乗車前に、検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・乗車前の手洗い及び手指消毒、乗車中のマスクの着用を徹底すること。
- ・座席は、可能な限り座席の間隔を空け、それが難しい場合は、会話を控えること。
- ・運行状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。

<食事>

- ・食事前後には、手洗いを徹底すること。
- ・可能な限り広い会場で、座席の間隔をとるように座席を配置すること。

<入浴>

- ・一度に大人数の児童・生徒が入浴することがないように、複数回に分けて少人数で利用すること。
- ・脱衣所や洗い場等では、可能な限り間隔を空けて使用すること。
- ・各部屋に浴室がある場合は、利用すること。

<就寝>

- ・可能な限り人ととの間隔を空け、就寝すること。
- ・就寝中も可能な限り換気を行うこと。

<その他>

- ・児童・生徒の参加については、児童・生徒及び保護者に宿泊を伴う行事の計画を十分説明するとともに、以下について、保護者の同意を得ること。
 - ねらい、宿泊先、宿泊日数、新型コロナウイルス感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料を含む旅行業者との費用等の契約内容に関すること。
 - 万が一、延期又は中止する場合や児童・生徒が参加できない場合にかかるキャンセル料を含め、公費以外の私費負担部分は、全て保護者負担となること。
 - 宿泊を伴う行事中、新型コロナウイルス感染症患者の発生や、濃厚接触の疑いがあることが判明した場合の対応について、「速やかに、保護者が、児童・生徒を引き取りに来ること」など、事前に保護者の理解と協力を得られるようにしておくこと。

- 参加できない場合の手続きや、児童・生徒の学びの保障に関すること。
- 保護者から感染の不安により当日の参加を控えたい旨の相談があった場合は、児童・生徒や保護者の意向を尊重すること。その際、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- 本人が新型コロナウイルスに感染した場合や、本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合及び本人に発熱や咳等の症状が見られる場合は参加できないこと。
- 本人が濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は参加できないこと。
- 児童・生徒の同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合は参加できないこと。
- 「感染者の発生に伴い、保健所の調査による濃厚接触者の特定のため、実施日が臨時休業等となる場合」、「感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断した場合」は、延期又は中止すること。

(7) その他

<児童・生徒の参加及び出席について>

- ・ 学校公開日等の開催に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や保護者から感染の不安により当日の出席を控えたい旨の相談があった場合は、出席を強制せずに、児童・生徒や保護者の意向を尊重すること。その際、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

6 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童・生徒や教職員等本人について

- ア 登校または出勤前に発熱や咳等の症状がある旨の連絡があった場合
児童・生徒も教職員も、自宅で休養するよう徹底すること。
この場合、児童・生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- イ 登校後に発熱や咳等の症状が見られた場合
当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースでは、他の者との

接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させること。また、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。

ウ 感染の疑いがあると判明した場合

児童・生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定された、また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者など、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行うこと。

感染の疑いがある者が児童・生徒の場合、出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置をとること。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、濃厚接触者として待機を求められている期間とする。学校で感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等の出席停止の期間は、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断する。

校内での感染の疑いがある者について接歴等の情報をまとめ、速やかに学務課と指導課に報告すること。情報に基づき、教育委員会が保健所と相談し、結果を学校に連絡する。その後必要に応じて、教育委員会又は保健所から具体的な対応について学校に連絡する。

原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合は、保健所の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

(2) 同居の家族について

児童・生徒や教職員等の同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合は、児童・生徒や教職員も自宅待機していただくよう要請すること。期間は同居の家族の症状が回復するまで（医師等の判断により同居の家族が PCR 検査等を受けた場合は、検査結果待ちの期間は自宅待機を要請することとし、検査結果判明後は検査結果の内容により自宅待機期間が異なるため、受診した医師等から指定された待機期間とする）。

この場合、児童・生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌

引等の日数」として記録すること。

なお、同居家族について発熱等の症状がなく、単に濃厚接触者と特定された場合や無症状で PCR 検査等を受けた場合等については、特段登校や出勤を控えることを求める必要はない。ただし、同居家族に未診断の発熱等の症状がある場合は上記のとおり、児童・生徒や教職員に自宅待機していただくよう要請する。

(3) 児童・生徒や教職員等に感染が判明した場合

症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、可能な限り本人等に確認を行うこと（本人の症状が重篤である場合を除く）。

原則として、以下のとおり対応することとするが、個々の状況に応じて判断する必要があることから、必ず学務課及び指導課に連絡、相談すること。

ア 感染者本人への対応

感染者が児童・生徒の場合、出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置をとること。

出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

なお、感染者や濃厚接触者であった児童・生徒や教職員等が学校に登校、出勤するに当たり、学校に陰性証明を提出する必要はない。

イ 学校の臨時休業

(ア) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において、関連する複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が 1 名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 同一の学級において、1 名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、設置者が必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

- いずれの場合も学校や保健所への状況確認や、必要に応じて学校医への相談も含めて総合的に判断する。
- 教職員の感染が確認された場合については、児童生徒等との接触状況を確認し、判断する。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

(イ) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(ウ) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

ウ 公表について

(ア) 児童・生徒や教職員等に感染が判明した場合、区が定めた公表基準に従い、発生状況について大田区及び教育委員会ホームページにて公表する。その際、学校名及び地域については、人権配慮の観点から非公表とする。

(イ) 濃厚接触者が特定され、PCR検査等を受け、新たに陽性者が判明した場合は検査結果を公表する。

エ 保護者への周知

学校での感染者発生、消毒、濃厚接触者、臨時休業について、保護者に通知する。

オ 校内の消毒作業

校内の消毒は、保健所の指導のもと、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される箇所や物品を消毒する。消毒方法は保健所及び学務課と相談

の上決定し、実施する。

(4) その他学校関係者の取り扱いについて

これらの取り扱いについては、放課後子ども教室の職員、給食調理業務や用務業務等委託業者の従業員の場合も同様の取り扱いとする。ただし、当該職員の勤務内容によってはこの限りではない。

(5) 学校の臨時休業等に伴う学びの保障について

学校の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）及び濃厚接触による出席停止が必要な児童・生徒が生じた際には、次の手順に従って対応するとともに、以下の方法の中から、教員の感染状況又は校内体制、児童・生徒の実態等に応じて選択し、学びの保障等を行うこと。

- ① 臨時休業期間又は出席停止期間中の学習課題を準備する。
- ② 児童・生徒の家庭の ICT 環境を確認し、必要に応じて教育委員会と連携してタブレット端末や Wi-Fi ルーターの貸し出しを行う。
- ③ 以下のいずれかの方法で、児童・生徒の健康状態の確認を行う。
 - ア 電話で全児童・生徒の家庭へ連絡し、本人とも話をして体調や家庭での様子について聞き取りを行う。
 - イ 「まなびポケット」のチャンネル機能や Google 社の提供する Classroom 等を活用したコミュニケーション
教員が、朝の会・帰りの会のようにタブレット端末等を通して、体調について児童・生徒に確認をとったり、コミュニケーションをとったりする。
- ④ 以下のいずれかの方法で、児童・生徒の学びの保障を行う。
 - ア 授業の様子を録画し、DVD を作成し、児童・生徒に配布
授業の様子をタブレット端末等で録画し、DVD を作成する。そして、児童・生徒にその DVD を配布して視聴させる。

DVD の作成には、時間がかかり、作成できる枚数にも限りがあるため、少人数の対応の場合に行う。

イ 授業の様子を録画し、YouTube で児童・生徒に配信

授業の様子をタブレット端末等で録画し、学校の専用チャンネル（限定公開）にアップロードする。児童・生徒へ動画の URL を知らせ、各家庭で授業の動画を視聴させる。

ウ 「まなびポケット」のチャンネル機能や Google 社の提供する Classroom 等を活用した学習指示

教員が児童・生徒へ、「まなびポケット」のチャンネル機能や Google 社の提供する Classroom 等を通して、児童・生徒が家庭で取り組む学習コンテンツを指示し、自分で学習に取り組めるようにする。

エ 双方向型のオンライン授業（タブレット端末一人一台環境実現後）

Google Meet を活用し、双方向型のオンライン授業を行う。その際に、児童・生徒の学習状況をリアルタイムに把握しながら、授業をすすめる。

（6）児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

児童生徒等の心のケアについて、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応してください。また、新型コロナウィルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイヤル」や SNS 相談窓口等）を適宜周知すること。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。